

第10回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和6年3月26日（月） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 9号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 72号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第 73号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第 74号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 75号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第 76号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第 77号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第10 | 議第 78号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第11 | 議第 79号 | 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木義弘、上堀昌也、鴻巣明久、川上富之、清水直喜、野尻真人、白畑功詞、田村信彦、陣出通子、大面正紀、東野満浩、森田高見、田中君代、垣内常宏、小井戸寿尚、牛丸和久、平井浩成

○本日会議に欠席した委員
丸山 浩一、辻 直司

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：松井ゆう子
森林政策課長：村田重春、振興主事：高山緑、農地主事：森真哉、
書記：三野島孝、小洞雅喜、農地相談員：木戸脇良昭、
飛騨農林事務所農業普及課：稲川晴美

職務代理	ただいまより第10回高山市農業委員会を開催いたします。 本日、議席番号12番の丸山 浩一委員、16番の辻 直司委員より欠席報告を受けています。
	本日の出席委員は、19名中17名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
会長	改めまして皆様こんにちは。 先週は、高山市内で思ったより雪が多く降り、200棟を超えるパイプハウスへの被害が出ました。 また、私の家族が、3月に入り韓国でのドジャースの開幕戦での大谷選手の活躍や、大相撲春場所の千秋楽で尊富士が優勝する快挙をテレビで観ていました。今まで興味を持っていない者がテレビに集中して観ていた。最近の若い方の活躍を観るに付け、応援したくなる気持ちは私も同感です。 先般、東京で担い手サミットが開催され、参加しました。八王子の農業耕作者の事例では、苗から収穫までの作業には携わらず、新規就農者を指導及びサポートをしながら管理するとして、新しい経営スタイルとして参考になりました。 3月中頃に岐阜県農業会議の研修会で、農業者年金の加入推進の話がありました。その中で高齢化の数値の話として、100歳到達者の動向の話がありました。東京オリンピックの開催年の昭和39年には153人だったのが、1981年には1,000人を超え、1998年には10,000人を超え、昨年の2023年には92,192人となっています。何れは100,000人を超えるだろう。

農業者年金は、国民年金に加算して亡くなるまで受給できる生涯年金なので、有利な年金ですと説明がありました。皆さんも長生きをしてください。

それでは、皆さんのご協力をお願い申し上げまして本日の挨拶にさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

職務代理 ありがとうございます。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 4番 川上 富之委員と5番 清水 直喜委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第9号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願います。

森 農地主事 今回は6法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、

- ①法人形態
- ②事業要件
- ③構成員要件
- ④役員要件

について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上6件について報告いたします。

議長 続きます、日程第4 議第72号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について 事務局の説明をお願いします。

三野島 書記 今回は、7件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、7件 田・畑 9筆 4,022.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きます、日程第5 議第73号 農地法第4条の規定による
使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とし

ます。

事務局の説明を願います。

三野島
書記

今回は、3件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、3件 田・畑 3筆 1,430.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第74号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三野島
書記

今回は、11件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を

求める旨を説明)

以上、11件 田・畑 13筆 3,262.00㎡についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第75号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三野島 書 記 今回は、1件の上程です。

(案件について、計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第76号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三野島書記 本日は48件の上程です。基盤強化法による、貸借の設定が47件、所有権移転が1件あります。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番から2番につきましては、委員案件になります。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、委員案件の田 6筆 4,111.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定について、1番と2番を承認といたします。

三野島書記 それでは、引き続き3番から47番の貸借の設定、及び48番の所有権移転の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、委員案件を除く、田、102筆 畑 4筆、原野 1筆の合計 138,499 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定について、委員案件を除く、3番から48番を承認いたします。

議 長 続きまして、日程第9 議第77号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

三 野 島 本日は34件についての上程です。
書 記 農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき田畑 現況農地の土地等 79筆 84,761.00㎡について、新規賃貸借権を設定するものです。
以上ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第78号 農用地利用集積等促進計画（案）について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

三 野 島 今回は79件についての上程です。
書 記 (認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、79件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画（案）について、承認とします。</p>
三 野 島	<p>続きまして、日程第11 議第79号 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について を議題とします。 事務局の説明を願います。</p>
書 記	<p>本日は18件の上程です。農用地利用集積等促進計画による賃貸借権の権利移転です。</p>
	<p>1番から4番につきましては、委員案件になります。</p>
	<p>(権利設定した土地、賃貸借権の設定を受けている者、移転先、移転する権利を説明) 以上、委員案件の4件についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について、1番から4番を承認とします。</p>
三 野 島	<p>それでは、引き続き5番から18件の上程です。農用地利用集積等促進計画による賃貸借権の権利移転です。</p>
書 記	<p>(権利設定した土地、賃貸借権の設定を受けている者、移転先、移転する権利を説明) 以上、委員案件を除く、14件についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）</p>

について、委員案件を除く、14件を承認とします。

議

長

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第10回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

川上 富之 委員

清水 直喜 委員
